

大船中央病院における院内感染対策に関する指針

当院は社会医療法人として医療を通じて社会に貢献するという理念のもと、患者さんが安心・安全に医療を受けられる環境を基本方針としています。当院が目指す信頼と安心の確立に向けて、感染防止に組織的に取り組みます。

1. 院内感染防止対策に関する基本理念

院内感染防止に留意し、院内感染対策の予防と再発防止、集団発生時には適切な対策を講じ、収束を図るなど、大船中央病院における感染対策の組織を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図るよう努めます。院内感染防止策を全職員が把握し、指針に則った医療を患者さんに提供できるよう取り組みます。

2. 感染防止に組織的に取り組みます

感染防止対策を総合的に企画・実施するため、感染管理室を設置し、また各部門からの構成要因で組織する院内感染予防対策委員会を組織し、病院長が統括しています。毎月1回の委員会を開催しまた下部組織としてICT（感染制御チーム）（医師・看護師・薬剤師・検査技師・放射線科職員・リハビリ科職員・事務職員で構成）・AST（抗菌薬適性使用チーム）を組織し、毎週1回の院内ラウンドを実施し、院内感染防止対策の推進に努めています。

3. 職員に対する感染防止教育・研修・啓発を行います

すべての職員が感染対策の重要性を認識し、積極的に感染防止対策を推進していくために、院内感染予防対策委員会・感染制御チームが中心となり、感染対策に関する教育を少なくとも年2回または、それ以上全職員を対象に開催します。その実施・概要やおよび出席者を記録・保管します。COVID-19を含め、感染制御と対策について24時間感染管理室への連絡体制を構築しています。

4. 感染症の発生状況を監視します

院内感染の発生の防止及び蔓延の防止を図るため、感染症の発生状況を定期的に監視し、（感染情報の分析・評価）感染防止対策に取り組みます。

5. 院内感染発生時、速やかに対応します

感染症患者が異常発生した場合、感染制御チームの主導により速やかに原因の究明と対策を検討し、アウトブレイクの早期収束を図ります。また、届出義務のある感染症患者が発生した場合には感染症法に準じて行政機関に報告します。また行政（保健所）との連携を行い収束に努めます。

6. 患者さんに対する指針の閲覧に関する基本方針

患者さんに感染対策の理解と協力を得るため院内掲示などを行い、積極的な閲覧の指針に努めます。

7. 感染防止対策のマニュアル作成・改訂を行います

院内感染予防対策の推進のため「感染対策マニュアル」を作成し、全職員へ周知徹底を図ります。なお、必要に応じて適宜見直しを行います。